

# 令和8年度償却資産の申告について

申告期限は 令和8年1月31日 です

市税につきましては、平素格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により令和8年1月1日（賦課期日）現在、羽生市内に所在する償却資産について申告いただくこととなっています。所要事項を記載の上、申告期限までに提出いただきますようお願いいたします。

令和7年12月8日

羽生市長 河田 晃明

## 申告の方法

### ○提出部数

償却資産申告書及び種類別明細書について、2部ずつ送付したうちの1部を提出してください。

※控えに受領印が必要な場合は、返信用封筒を同封の上2部提出してください。

### ○増加資産と減少資産

種類別明細書については、すでに申告いただいている全資産が予め印刷されていますので、令和8年1月1日現在で増加した資産は加筆、減少した資産は抹消線の記載により申告してください。ただし、新たに申告する方は全資産を申告してください。

### ○個人事業主の方はマイナンバー

個人事業主の方は個人番号を記入し、マイナンバーカードの表裏両面のコピーを添付してください。

※通知カードの場合は、個人番号記載面のコピー及び健康保険証等身分証明書のコピーを添付

※法人の場合は法人番号を記載するので、コピーは不要です。

### ○廃業・解散・移転された方

廃業・解散・移転された場合は、その旨を備考欄に記載して提出してください。

※eLTAX 電子申告も利用可能です。

エルタックス

eLTAXで申告

### ○エルタックスとは

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して行うシステムです。

### ○エルタックスで申告するメリット

- ・推奨する Web ブラウザがあれば、どこからでも eLTAX の電子申請・届出を利用することができます。
- ・無料の eLTAX 対応ソフトウェア (PCdesk) を使用でき、様々な申告書の作成支援が受けられます。

※ご利用の流れや手続き方法など、詳しい情報は

eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

※電話 (ヘルプデスク) によるお問い合わせ

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

TEL 0570-081-459 (ハイシンコク)

上記の番号でつながらない場合は、TEL03-5521-0019 へおかけください。

(裏面に続く)

## 償却資産の範囲

申告いただく償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものです。具体的には下記のとおりです。

※償却資産における「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益を得ることを直接の目的とするものではありません。

- (1) 固定資産に関する帳簿に計上されている全ての資産
- (2) 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産
- (3) 遊休・未稼働で、事業の用に供しうる資産
- (4) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し事業の用に供するもの
- (5) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの
- (6) 建物の付属設備（賃借人が賃借建物に施した付属設備）

なお、次の資産は申告不要です。

- 無形減価償却資産（漁業権・特許権・営業権等）
- 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等
- 耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で、取得に要した経費の全部が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されるもの、また、税務会計において取得価格20万円未満の減価償却資産で事業年度ごと一括して3年間償却を行うことを選択したもの。

## 償却資産の例示

- 《第1種》構 築 物……門・塀・構内舗装・煙突・広告設備・その他土地に定着する土木設備等
- 《第2種》機 械 及 び 装 置……モーター・コンベヤー・冷凍装置・圧縮機・太陽光発電設備・その他機械類
- 《第3種》船 舶……ボート・釣船等
- 《第4種》航 空 機……飛行機・ヘリコプター等
- 《第5種》車 両 及 び 運 搬 具……自動車税・軽自動車税及び特殊自動車等の対象外の車両及び運搬具
- 《第6種》工 具 ・ 器 具 及 び 備 品……机・椅子・ロッカー・自動販売機・冷暖房器具・複写機等

## そ の 他

正当な理由なく虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、申告をしなかった場合は、市税条例第75条第1項（10万円以下の過料）により、罰則の対象となることがあります。

### 【担当・提出先】

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地  
羽生市役所企画財務部税務課資産税係  
TEL048-561-1121（内線118～122）